



外国籍専門人員誘致及び雇用法の全面改正により、税制優遇措置がさらに改善された

外国籍専門人員の誘致及び雇用を促進するために、就労、居留、家族の呼び寄せ等に関する規定が緩和され、さらに社会保障上の優遇及び租税優遇が提供されています。以下に最新の租税優遇制度の改正要点及び注意事項を説明いたします。

外国籍専門人員の誘致及び雇用を促進するために、台湾では2018年2月8日付で「外国籍専門人員誘致及び雇用法」が施行されました(KPMG JP News202020号参照)。今年度は当該法が改正され、就労、居留、家族の呼び寄せ等に関する規定の緩和、さらに社会保障上の優遇及び租税優遇が提供されることとなり、2021年10月25日付で施行されました。租税優遇に関して、財政部は10月28日付で「外国籍特定専門人員の所得税減免細則」の改正を公告し、10月25日から施行されています。

外国籍専門人員誘致及び雇用法のポイントは、就業のために初めて台湾に居留することを許可された外国籍特定専門人員が、特殊な専門技術に関わる専門的な仕事に従事し、労働部又は教育部が発行した外国籍特定専門人員招聘(就労)許可書、或いは就労許可、居留ビザ、外僑居留証及び再入国許可の4つの許可証を一つにまとめた就業ゴールドカード取得しており、居留日数が満183日で、且つ年間給与所得がNTD300万を超過した場合、その一定期間内で居留日数が満183日に達する年度における給与所得のNTD300万を超えた部分に対し課税対象額を半額とする租税優遇措置を受けることが出来ることです。今回の改正では、租税優遇措置の適用がさらに強化されました。その要点は次の通りです。

1. 外国籍特定専門人員の特殊な専門技術について、科学技術、経済、教育、文化、芸術、体育のほか、金融、法律、建築設計、国防の領域を特定。また、主務機関である国家発展委員会が各関連中央目的事業主務機関と共同で協議し、特殊な専門技術を認定する。
2. 外国籍特定専門人員が規定を満たす学術講座、学術研究に従事する、又は顧問を担当する等の状況がある場合、中央目的事業主務機関がその特殊な専門技術を認定する証明書をもって招聘(就労)許可書又は就業ゴールドカードを代替することが出来る。
3. 租税優遇適用期間は3年から5年へ延長される。一方、適用開始後、居留期間が183日未満である、又は年間給与所得がNTD300万未満であることを理由に、租税優遇を5年を上限として延長することができるという規定は廃止された。

当該租税優遇を適用する外国籍特定専門人員が、専門業務従事前、専門業務以外の理由で台湾居留許可を受けている場合、雇用され専門業務に従事する日、又は就業ゴールドカード発行日から遡った5年以内において、台湾戸籍を有しておらず、所得税法規定の居住者でない必要がありますのでご注意ください。

KPMG Taiwan Network

台北事務所

日本業務組連絡先 日本語対応可能

台北市11049信義区

信義路5段7号68F

T : +886 2 8101 6666 (代表)

F : +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市300091

科学园区展業一路11号

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

台中事務所

台中市40758西屯区

文心路二段201号7F

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

台南事務所

台南市700002中区

民生路2段279号16F

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

高雄事務所

高雄市801647前金区

中正四路211号12Fの6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

Contact us

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 2 8758 9946 内線番号 : 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 2 8758 9688 内線番号 : 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 2 8758 9995 内線番号 : 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 2 8758 9794 内線番号 : 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

柯 有聰

パートナー

T +886 2 8758 9980 内線番号 : 16592

E jasonko1@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 2 8758 9992 内線番号 : 00584

E etsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8758 9780 内線番号 : 02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

坂本 幸寛

T +886 28758 9751 内線番号 : 19065

E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

平野 健史

T +886 2 8758 9927 内線番号 : 19794

E thirano1@kpmg.com.tw

home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

発行責任者 : 林 琇宜 統括 / KPMG台湾